

無実を訴えて40年、50年、
そしてこれからも一。
再審法が改正されない限り

私の人生は
「法との戦いだ。」

袴田事件の袴田巖さん(1961年当時)

大崎事件の原口アヤ子さん(1979年当時)

証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止一。

えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するため

再審法改正を、今すぐに。

JPBA 日本弁護士連合会

今すぐ再審法改正が必要です!

現在の刑事訴訟法には、再審規定はわずか19か条しかありません。

そのため、「再審格差」や手続の長期化などを招き、えん罪被害者の早期救済の妨げとなっています。しかし、この再審規定は、現行法が施行されてから70年以上にわたって一度も改正されていません。

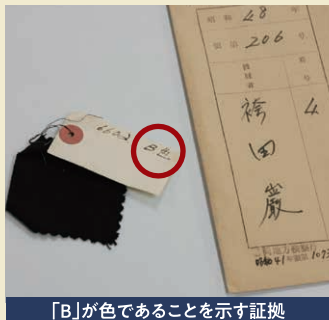
私たちは、一日も早い法改正を求めます。

証拠開示の制度化を!

—袴田事件(1966年発生)の例—



犯行時の着衣とされたズボンのタグ



「B」が色であることを示す証拠

事件発生から42年後の2008年に申し立てられた第二次再審請求において、初めて検察官手持証拠の一部(約600点)が開示された。その中には、犯行着衣とされたズボンの「サイズ」が「B」であるとの確定判決の認定を覆す証拠(「B」はサイズではなく色を示し、実際は細身用の「Y体」であった)など、袴田さんがえん罪であることを疑わせる重要な証拠が含まれていた。

証拠開示が制度化されていれば

もっと早い段階で重要証拠が開示され、早期解決が実現していた

検察官抗告の禁止を!

—大崎事件(1979年発生)の例—



2017年、第三次再審請求において2回目の再審開始決定を得て、高裁も検察官の即時抗告を棄却したのに、さらに検察官が特別抗告を行い、これを受けて、2019年最高裁が再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

再審開始決定に対する 検察官抗告が禁止されていれば

やり直しの裁判もとっくに終わっていた

えん罪被害者を速やかに救済できるよう 今こそ再審法の改正を!

01 証拠開示の制度化

えん罪被害者を救済するためには、提出されていなかった証拠を再審請求人に利用させる(開示する)ことが極めて重要です。

02 検察官抗告の禁止

手続の長期化を避けるためには、再審開始決定に対する検察官抗告を禁止し、速やかに公開の法廷でやり直しの裁判を始めるべきです。

03 再審請求人に対する
手続保障を中心とする
手続規定の整備

04 白鳥・財田川決定の
趣旨の明文化と
再審請求の理由の拡大

05 裁判所の
公正・適正な判断を
担保する制度の整備

06 刑の執行停止に
関する規定の整備